

京都市区役所事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年7月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第27号

京都市区役所事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市区役所事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表中「地域支援係長」を「地域支援係長 寄り添い支援係長」に改める。

第6条第3項保健福祉部の款健康長寿推進課の項中第23号を第24号とし、第22号を第23号とし、第21号の次に次の1号を加える。

(22) 生活困窮者自立支援法第9条第1項に規定する支援会議に関すること。

附 則

この規則は、令和2年8月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)